

令和2年 第9回

仙北市農業委員会総会議事録

令和2年8月7日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 令和2年8月7日(金) 15時30分～

2. 開催場所 西木温泉ふれあいプラザ「クリオン」

3. 出席農業委員 (17人)

1番 佐藤 孝典	2番 佐藤 和
3番 青柳 良信	4番 荒木田 浩生
5番 門脇 博美	6番 小玉 均
7番 佐藤 一也	8番 齋藤 瑠璃子
9番 千葉 智永	10番 高橋 政敏
11番 小田嶋 比左子	12番 鈴木 八寿男
13番 大石 知	14番 草 彌 良孝
15番 眞崎 純孝	16番 藤村 紀章
17番 藤村 隆清	

4. 欠席委員 (0名)

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5

1. 報告

(1) 農地法第3条の3第1項(相続等による取得)の規定による届出につ

いて

(2) 農地の転用事実に関する回答書について

2. 議 事

(1) 議案第28号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否決定について

(2) 議案第29号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否決定について

(3) その他

1. 協議事項

2. 連絡事項

第6 閉 会

6. 事務局職員

局 長 嶋 村 寅 年 子 局長補佐 樫 尾 健

主 事 伊 藤 大 地

7. 書 記

主 事 伊 藤 大 地

8. 議事録署名員

5 番 門 脇 博 美 6 番 小 玉 均

9. 会議の概要

議 長 委員全員がお集まりになりましたので、これより第9回仙北市農業委員会総会を開催致します。

本日の出席委員は17名、欠席委員はおりません。よって本総会は定足

議 長 数に達しております。これより本日の会議を開きます。(15時35分)

議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議 長 それでは議事録署名員に5番門脇委員、6番小玉委員兩名を指名します。会議書記には伊藤主事を指名します。

議 長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議 長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

嶋村局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(15時42分)

議 長 ありがとうございます。それでは日程5、報告に入りたいと思います。事務局よりお願いします。

嶋村局長 《日程5 報告(1)農地法第3条の3第1項の規定(相続等)による届出について》

樫尾補佐 《日程5 報告(2)農地の転用事実に関する回答書について》

議 長 それでは議事に入ります。議案第28号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。説明を求めます。

樫尾補佐 それでは議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について内容を説明致します。今回の議案につきましては、所有権移転が4件となります。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡となります。3条有償移転の案件となります。譲渡

檜尾補佐 人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、申請事由は農業廃止及び経営規模の拡大となります。売買価格につきましては10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。備考欄に記載しておりますが自己資金での売買となります。

次に整理番号2番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡となります。3条有償移転の案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、申請事由は兼業のため経営縮小及び経営規模の拡大となります。売買価格につきましては10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。備考欄に記載しておりますが自己資金での売買となります。

整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡となります。3条無償移転の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、申請事由は既に分家している後継者への贈与、経営規模の拡大となります。

整理番号4番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡となります。3条無償移転の案件となります。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は〇〇市〇〇にお住いの〇〇さんです。利用目的は田、申請事由は後継者への生前一括贈与、受贈となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。整理番号1番、3番については、2番佐藤委員よりお願いします。

2番佐藤 《3条調書に基づき1番、3番について現地確認報告》

議長 整理番号2番、4番につきましては、6番小玉委員よりお願いします。

6番小玉 《3条調書に基づき2番、4番について現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定します。(15時57分)

議長 次に議案第29号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局より説明をお願いします。

檜尾補佐 それでは議案第29号農地法第5条の規定による許可申請について内容を説明致します。整理番号1番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿田・畑、現況も田・畑となります。田〇〇筆、畑〇〇筆、合計面積〇〇㎡となります。5条所有権移転の案件となります。譲渡人は西木町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。転用目的は通路、転用理由は申請地東側にある譲受人所有の作業小屋がありますが、通路が狭く支障をきたしていることから、申請地を造成し、道路・堆雪場として利用することです。なお、備考欄に記載しておりますが、こちらにつきましては追認案件となります。昨年の8月頃から既に申請地は譲受人により造成がなされており、今までの間、問題に対する協議や農振などの様々な手続きを行っております。併せて備考欄に記載しておりますが、仙北農業振興地域整備計画書からの除外公告縦覧期間中となっております。今回

檜尾補佐 の農地転用の申請に際し、譲受人からは顛末書の提出がなされていることを申し添えます。

次に整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡となります。5条所有権移転の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は角館町〇〇地区の持ち分〇〇分の〇〇 〇〇さん、田沢湖〇〇地区の持分〇〇分の〇〇 〇〇さんとなります。転用目的は一般個人住宅、転用理由については、譲受人は当初より両親宅の近くへの住宅建築を希望しており、譲渡人との協議の上、申請地を造成し、住宅建築を行うとのことです。

次に整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に畑、畑〇〇筆、面積〇〇㎡となります。5条使用貸借の案件となります。貸付人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、借受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。転用目的は一般個人住宅、転用理由につきましては、現在居住している住居が古くなり、また親との同居を継続するため申請地と隣接地の山林原野を合わせて造成し、一般個人住宅の建築を行うとのことです。

整理番号2番から3番の申請地につきましては、農地区分は第1種農地となっております。第1種農地につきましては原則不許可ではありますが、不許可の例外 施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必用な施設であって集落に接続して設置されるもの」と判断されることから、事務局では整理番号2番、3番につきましては許可相当と判断しております。

整理番号4番、5番につきましては一時転用の案件となります。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡のうち〇〇㎡となります。5条一時転用案件です。

檜尾補佐 賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は〇〇会社〇〇です。同じく農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡のうち〇〇㎡となります。賃貸人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、賃借人は〇〇会社〇〇となります。転用目的はどちらも砂利採取、転用理由につきましては、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで一時転用許可がでた砂利採取について、引き続き砂利採取地、表土置場、運搬路に利用するとのことです。整理番号4番、5番につきましては農地区分は第1種農地として判断しております。許可基準は不許可の例外 施行令第4条第1号イ「申請に係る農地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる場合」に該当し、許可相当と判断しております。説明は以上になります。

議長 説明が終わりました。整理番号1番については7番佐藤委員より現地確認報告をお願いします。

7番佐藤 《現地確認報告》

議長 次に整理番号2番、3番については、10番高橋委員よりお願いします。

10番高橋 《現地確認報告》

議長 次に整理番号4番については、15番眞崎委員よりお願いします。

15番眞崎 《現地確認報告》

議長 次に整理番号5番については、14番草薢委員よりお願いします。

14番草薢 《現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第29号農地法第5条の規定による許可申請に

議長 については、許可相当とすることにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

異議無しと認めます。議案第29号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当とすることに決定致します。(16時29分)

議長 予定されていた議案が終了しました。次に、協議・連絡事項に入ります。

榎尾補佐 《協議事項：令和2年度秋田県農業委員大会における政策提案事項について》

鳴村局長 今後の日程について

8月19日(水)～9月7日(月)

仙北市内全域の農地パトロール(農用地利用状況調査)

9月4日(金)9時～

第10回農業委員会総会

(西木総合開発センター「集会室」)

議長 協議・連絡事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

『無し』の声あり

議長 無いようですので、以上をもちまして令和2年9回仙北市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。(16時34分)

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

令和2年8月7日

議長

署名員 5番

署名員 6番
